

青梅市幼児教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症 対応早見表(改訂版)

令和3年10月改訂

対象者	症 状	対 応	登園の目安	マニュアル 番号
園児・職員 本人	<ul style="list-style-type: none"> ・普段と様子が違う ・少しのどが痛む ・少し倦怠感がある等 	<ul style="list-style-type: none"> ・登園・出勤自粛、早退を要請 ・医療機関受診 	<ul style="list-style-type: none"> ・症状消失 ・医師の許可 	I
	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱(37.5℃以上) ・倦怠感 ・風邪症状 ・嘔吐・下痢等 	<ul style="list-style-type: none"> ・登園・出勤停止、早退 ・医療機関受診 <p>※日頃から、平熱が高い、おなかがゆるい等、コロナが疑われる症状がある場合は、かかりつけ医の意見を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・症状消失 ・解熱後24時間経過(解熱剤を使用していない) ・医師の許可 	I
	濃厚接触者に特定 (有症状の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・登園・出勤停止 ・保健所と連携 ・医療機関受診 ・「濃厚接触者の方へのお願い」を送付 ・子育て推進課へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の許可 (濃厚接触者として14日間の健康観察) 	IV
	濃厚接触者に特定 (無症状の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・登園・出勤停止 ・保健所と連携 ・「濃厚接触者の方へのお願い」を送付 ・子育て推進課へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の許可 (濃厚接触者として14日間の健康観察) 	IV
	陽性判定	<ul style="list-style-type: none"> ・登園・出勤停止 ・保健所、子育て推進課へ報告・連携 ・発症2日前からの状況を確認 ・濃厚接触者の割り出し ・施設消毒 ・保護者へ通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の許可 	V
園児・職員 の家族	同居の家族が <ul style="list-style-type: none"> ・発熱(37.5℃以上) ・倦怠感 ・風邪症状 ・嘔吐・下痢等 	<ul style="list-style-type: none"> ・登園・出勤自粛を要請(強制不可) ・医療機関受診 	<ul style="list-style-type: none"> ・体調不良者の「陰性判定」 ・医師の許可 	II
	同居の家族が濃厚接触者に特定	<ul style="list-style-type: none"> ・登園・出勤可 <p>ただし、濃厚接触者の状況に応じて登園・出勤自粛を要請(強制不可)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者の「陰性判定」 ・医師の許可 	II
	同居の家族が陽性判定	<ul style="list-style-type: none"> ・登園・出勤停止 ・園児・職員の症状確認 <p>※ほぼ濃厚接触者に特定される</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の許可 (濃厚接触者の場合14日間の健康観察) 	III